

令和 7 年 12 月 12 日

總務教育常任委員會會議錄

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和7年12月12日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

佐藤公男委員長
桑原成典副委員長
浅野敏江委員 鎌田礼二委員
西村勝男委員 小高洋委員

欠席委員（なし）

出席議長団（1名）

今野恭一副議長

説明のために出席した職員

市長	佐藤光樹	副市長	千葉幸太郎
総務部長	本多裕之	総務部	
総務部次長兼 総務人事課長	高橋数馬	政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施由貴子
総務部次長兼 総務人事課長	高橋数馬	産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長	星潤一
総務部政 策課長	引地洋介	総務部 財政課長	佐藤涉
総務部 管財契約課長	上總雅裕	総務部 危機管理課長	古谷勝弘
教育委員会 教育長	黒田賢一	教育委員会 教育部長	末永量太
教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	櫻下真子	教育委員会教育部 生涯学習課長	郷古勝浩
総務部 総務人事課総務係長	佐々木勝		

事務局出席職員氏名

事務局長 鈴木忠一	事務局次長兼 議事調査係長 石垣 聰
議事調査係主査 工藤聰美	議事調査係主査 星井絵名

会議に付した事件

- 議案第56号 一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 特別職の職員の給与に関する条例及び塩竈市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第58号 市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第59号 塩竈市職員等の旅費支給条例
- 議案第64号 令和7年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第66号 工事請負契約の一部変更について
- 議案第67号 工事請負契約の一部変更について
- 議案第68号 工事請負契約の一部変更について
- 議案第69号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

午前10時00分 開会

○佐藤委員長 おはようございます。

ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、感染症防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。

鎌田委員より遅参する旨の通告がありましたのでご報告いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。

また、撮影及び録音については許可いたしておりませんので、ご協力をお願いいたします。

本日の審査の議題は、議案第56号「一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第57号「特別職の職員の給与に関する条例及び塩竈市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第58号「市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第59号「塩竈市職員等の旅費支給条例」、議案第64号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第66号「工事請負契約の一部変更について」、議案第67号「工事請負契約の一部変更について」、議案第68号「工事請負契約の一部変更について」、議案第69号「宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について」、の9件であります。

これより議事に入ります。

議案第56号ないし第59号、第64号及び第66号ないし第69号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例など、計9か件でございます。

各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明いたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○佐藤委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 それでは、総務人事課から、議案第56号から議案第59号まで

について、ご説明いたします。

資料No.5、定例会議案資料の8ページをご覧いただければと思います。

初めに、議案第56号「塩竈市一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

まず、1の概要ですけれども、令和7年人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与改定に準じ、一般職員の給与等について改正を行うものでございます。

2の給与改定の内容ですが、月例給として給料表全体で平均3.3%の改定を行うものです。

表を見ていただきますと、1級5号の高卒初任給はプラス1万2,300円の改定となっておりまして、係長クラスですと、プラス1万円、課長クラスでプラス1万900円の改定となってございます。

(2)の期末・勤勉手当ですが、期末・勤勉手当合計で0.5月分が引き上げられ、年間4.60月分が4.65月分の支給となります。

令和7年度につきましては、12月期末手当で年度分の引上げが行われます。

令和8年度は6月と12月に、期末と勤勉手当それぞれで0.0125月分ずつ引き上がることとなります。

続きまして、(3)の宿日直手当になりますが、こちらについては300円の引上げとなってございます。

3の実施時期についてですが、令和7年4月1日からの適用となります。

会計年度任用職員につきましては、令和8年4月1日からの適用となります。

続きまして、10ページをご覧いただければと思います。

一般職のこれまでの給与改定の状況を記載しております。

最下段の令和7年度の欄の右のほうの影響額を見ていだきますと、市全体で今回の人事院勧告の影響額といたしましては年間約1億5,000万円となっておりまして、一人当たりの年間平均引上額が、年間で23万8,000円となってございます。

議案第56号の説明は、以上となります。

次に、同じ議案資料の14ページをお開き願います。

議案第57号「特別職の職員の給与に関する条例及び塩竈市立病院事業管理者の給与等の一部を改正する条例」、そして、議案第58号「市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

2の（1）が市長などの特別職、（3）が議員の改正内容となっておりますが、どちらも同じ改正内容になっておりますので、併せてご説明いたします。

期末手当が0.05月分引き上がり、年間3.40月が、3.45月となります。

令和7年度は12月期で0.05月分引き上げ、令和8年度以降は、6月と12月でそれぞれ0.025月分ずつ引上げとなります。

（2）の市立病院事業管理者になりますが、期末・勤勉手当合計で0.05月分引き上げられます。

引上げの方法については一般職と同様となります。

3の実施時期ですが、令和7年12月期から適用となります。

議案第57号、第58号の説明は以上でございます。

次に、同資料の16ページをお開き願います。

議案第59号「塩竈市職員等の旅費支給条例」の改正についてでございます。

1の概要ですが、国家公務員等の旅費に関する法律の改正等を踏まえまして、所要の改正を行うものです。

2の改正内容ですが、（1）の①の表のうち、主な改正点をご説明させていただきます。

交通費のうち、鉄道賃につきましては、特急料金等が現在100キロ以上の場合に支給されておりましたが、その距離規定を廃止するものでございます。

宿泊費等のうち、宿泊費につきましては、②をご覧いただければと思います。

現行条例では、宿泊費は定額となってございますが、改正後におきましては、表にあるとおり、宿泊地の区分に応じた上限付きの実費支給となります。

③の宿泊手当についてですが、これまでの日当が廃止され、宿泊を伴う出張に係る諸雑費を支給することになります。

続きまして、17ページになりますが、（2）旅費の支給対象についてですが、現行条例では、旅行者本人への支給に限られておりますが、改正後は、旅行代理店等に対して直接支払いが可能とする規定を定めるものでございます。

（3）の市費の適正な支出の確保といたしまして、返納の規定や実地監査等による措置規定を整備するものでございます。

（4）には、今回の改正による影響がある記載の条例についても併せて改正を行っているものでございます。

3の施行日は、令和8年4月1日でございます。

議案第59号の説明は、以上でございます。

以上で、総務人事課からの説明を終了させていただきます。

よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 それでは、議案第64号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、教育総務課所管の3件についてご説明をいたします。

資料No.5の36ページをご覧ください。

初めに、学校施設の環境整備についてをご説明いたします。

1の概要ですが、こちらは令和8年度の学級編制に伴い、使用が予定されている教室等に対し、必要な設備等を整備しようとするものです。

2の整備内容ですが、（1）普通教室・特別支援教室に関しましては、児童生徒用机・椅子、階段手摺などでございます。

対象校は、第二小学校のほか記載の5校です。

（2）特別教室等に関しましては、薬品保管庫、カーテン等。

対象校は、玉川小学校ほか記載の3校です。

3、事業費及び財源内訳につきましては、小学校管理費の事業費が1,251万8,000円。内訳として地方債500万円、一般財源751万8,000円です。

中学校管理費の事業費が518万円。内訳として地方債160万円、一般財源358万円です。

なお、地方債は、学校教育施設等整備事業債を充当いたします。

4の今後の予定についてですが、本定例会におきまして補正予算をお認めいただきました後、令和8年1月に契約手続、3月に納品・竣工の予定です。

次に、資料No.4の補正予算説明書で予算についてご説明いたします。

初めに、歳出からご説明をいたします。

資料No.4の12ページ、13ページをご覧ください。

第10款教育費第2項小学校費第1目学校管理費において、補正額1,251万8,000円を計上しております。内訳は、第10節需用費21万8,000円、第14節工事請負費673万2,000円、第17節備品購入費556万8,000円です。

続きまして、第10款教育費第3項中学校費第1目学校管理費ですが、補正額4,268万円のう

ち、518万円が学校施設の環境整備に当たります。内訳といたしまして、第10節需用費15万3,000円、第14節工事請負費の学校補修等工事のうち215万6,000円、第17節備品購入費287万1,000円です。

次に、歳入ですが、同じ資料No.4の6ページ、7ページをご覧ください。

第22款市債第1項市債第7目教育債第1節小学校債に500万円、第2節中学校債2,480万円のうち、160万円が学校教育施設等整備事業債となっております。

学校施設の環境整備についての説明は、以上です。

次に、中学校急傾斜地対策事業について、ご説明いたします。

恐れ入ります。資料No.5の38ページをご覧ください。

こちらにつきましては、令和7年10月19日に、玉川中学校北側斜面で落石が発生したことを受けて、落石箇所周辺の測量調査設計委託及び応急対策工事を行おうとするものです。

事業内容について、ご説明いたします。

左側の航空写真をご覧ください。

緑色の丸で今回の落石箇所をお示ししております。

黄色の網掛け部分が、県の指定する土砂災害警戒区域、赤色が、土砂災害特別警戒区域です。より濃い赤色の部分が、土石等の移動による力が大きい区域と指定されております。

落石はこのエリア内の斜面北側で発生いたしました。

右側の写真が落ちた石があった場所です。落石から2.5メートルほど上の場所となっております。この周辺にバリアネットを設置する応急対策工事を行います。

次の段階といたしましては、落石した周辺の測量調査及び落石対策工事の計画を行います。

3、事業費及び財源内訳ですが、事業費は、2,800万円で、そのうち、測量調査設計委託分2,100万円につきましては、令和8年度の事業完了が見込まれておりますため、繰越明許費を設定いたします。

財源の内訳は、地方債として、緊急自然災害防止対策事業債2,100万円、一般財源700万円です。

今後の予定についてですが、緊急事態であるため、既決予算にて応急対策工事及び測量工事に着手をいたします。

令和8年3月に応急対策工事を完了し、6月に測量調査設計を完了する予定となっております。

次に、資料No.4の補正予算説明書で予算について説明をいたします。

初めに、歳出からご説明いたします。

資料No.4の12ページ、13ページをご覧ください。

第10款教育費第3項中学校費第1目学校管理費において、補正額4,268万円のうち、2,800万円が中学校急傾斜地対策事業になります。

内訳といたしまして、第12節委託料2,200万円、第14節工事請負費のうち、のり面整備工事が600万円です。

次に、歳入ですが、同じ資料No.4の6ページ、7ページをご覧ください。

第22款市債第1項市債第7目教育債第2節中学校債2,480万円のうち、2,100万円が緊急自然災害防止対策事業債となっております。

併せまして、繰越明許費についてご説明をいたします。

資料No.3の8ページをご覧ください。

第2表繰越明許費におきまして、中学校急傾斜地対策事業2,100万円を計上しております。

中学校急傾斜地対策事業についての説明は、以上です。

続いて、玉川中学校の高架水槽破損に伴う対応工事等について、ご説明いたします。

資料No.5の37ページをご覧ください。

こちらは、玉川中学校の高架水槽につきまして、更新工事を予定しておりましたが、更新前に本体が破損したことから、仮設給水直結管の配管、仮設高架水槽の設置で対応をしてまいりました。

今後の本設工事の切替えに向けて、仮設給水管への保温工事等、必要な工事を行おうとするものです。

これまでの経過ですが、（1）9月5日、この日に既設高架水槽が破損、そして応急処置をいたしました。

写真1左側は、高架水槽をブルーシートで覆い、その養生をしている状況です。

断水への応急対応として、高架水槽方式から、水道本管直結方式への切替え工事を実施いたしました。

これにより、給水が可能となったところですが、水圧不足により、3階トイレの流れが弱いという状況がございました。このため、仮設高架水槽の設置を検討したものでございます。

（2）10月15日、この検討をいたしました仮設高架水槽の設置を完了いたしました。写真に

は仮設高架水槽が設置された状況となっております。既設の高架水槽とは別の場所に設置をしております。

3、本設工事についてですが、今後実施する本設工事では、給水方式の比較検討をし、設置や管理のコストが安価であること、水質汚染リスクが低いこと、安定した水圧確保が見込めることなどのメリットがあることから、加圧給水方式を採用する予定となっております。

4の事業費及び財源内訳につきましては、事業費が950万円、内訳として、地方債として、学校教育施設等整備事業債220万円、一般財源が730万円です。

今後の予定についてですが、今定例会で補正予算をお認めいただきました後、契約手続・着工、令和8年3月に本設工事の完成となっております。

次に、資料No.4の補正予算説明書で予算についてご説明をいたします。

初めに、歳出からご説明いたします。

資料No.4の12ページ、13ページをご覧ください。

第10款教育費第3項中学校費第1目学校管理費において、補正額4,268万円のうち、950万円が本事業に係る経費となります。

内訳といしまして、第14節工事請負費学校補修等工事のうち、950万円がこの事業の事業費となっております。

次に、歳入ですが、同じ資料No.4の6ページ、7ページをご覧ください。

第22款市債第1項市債第7目教育債第2節中学校債2,480万円のうち、220万円が本事業に当たる学校教育施設等整備事業債となっております。

教育総務課からの説明は、以上となります。ご審査のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 では、議案第64号「塩竈市一般会計補正予算」のうち、財政課所管分について、ご説明いたします。

資料No.5、議案資料の31ページをご覧ください。

組織改編に向けた業務量調査及び業務効率化調査についてです。

概要ですが、令和9年度から第6次長期総合計画後期基本計画の開始に向けて行う組織体制の構築、組織改編のため、現状の把握と課題の抽出等を目的に調査を行いたいと考えています。

業務の目的ですが、本調査により抽出した課題などを分析し、長期総合計画の実現のほか、社会情勢の変化や、その要請に対応する組織を目指して行うものです。

事業内容ですが、表の上から、業務量調査では、全庁的にその業務量を係単位で数値化しながら、業務の偏在などを確認し、業務の仕分や他自治体との比較を行っております。

業務効率化調査では、業務量調査で確認された結果を基に、B P OやR P A、A Iなどの導入可能性の検討などを行ってまいります。

事業費及び財源内訳です。

今年度から令和8年度にかけて債務負担行為を設定させていただきまして、5の今後の予定にありますように、令和8年の1月の契約手続を経て、2月から実施作業に着手していきたいと考えております。

作業の流れとしましては、6月に業務量調査の集約を行い、7月以降は、業務効率化手法の検討、整理を行ってまいりたいと考えています。

続きまして、予算書の説明を行います。

恐れ入ります。資料No.3、補正予算書の8ページをお開き願います。

ただいまご説明いたしました業務量調査及び業務効率化調査業務委託に係る債務負担行為の追加となります。

財政課所管の補正予算の説明は、以上です。よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長 上總管財契約課長。

○上總務部管財契約課長 続きまして、議案第66号から第68号の「工事請負契約の一部変更について」につきまして、ご説明いたします。

資料No.2、令和7年第4回塩竈市議会定例会議案、33ページをお開きください。

議案第66号につきましては、工事名（令6-依・単 塩竈市体育館大規模改修工事（建築））において、工事内容に変更が生じることから、契約金額を9億7,130万円から9億7,508万4,000円に変更しようとするものです。

次に、34ページをご覧ください。

議案第67号につきましては、工事名（令6-依・単 塩竈市体育館大規模改修工事（機械設備））において、工事内容に変更が生じることから、契約金額を7億8,100万円から7億9,463万6,700円に変更しようとするものです。

次に、35ページをご覧ください。

議案第68号につきましては、工事名（令6－依・単 塩竈市体育館大規模改修工事（電気設備））において、工事内容に変更が生じることから、契約金額を5億3,900万円から5億6,596万1,000円に変更しようとするものです。

続きまして、今回の一部設計変更の内容について説明いたしますので、資料No.5、第4回市議会定例会議案資料39ページをお開きください。

2の議決日は、令和6年6月27日。

3の請負金額ですが、今回の一部設計変更により、（建築・機械設備・電気設備）の各工事について、当初契約額計から変更後契約額（A）+（B）に変更しようとするもので、変更後は、合計で23億3,568万1,700円となります。

5の主な変更理由及び変更内容ですが、補修箇所の増のほか、災害時の避難所施設機能の強化などを図ったことによるものであり、表にございますとおり、例えば、建築につきましては、メインアリーナ外壁補修や排煙窓修繕の増工、機械設備では、サブアリーナ空調機器をEHPからGHPへの変更、電気設備では非常用自家発電設備を最大72時間稼働に拡充などとなっております。

次の40ページは、工事の施工状況の写真や体育館の平面図を掲載しており、41ページから43ページは、工事契約台帳ですので、併せてご参照願います。

説明は、以上となります。ご審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 それでは、総務人事課から議案第69号について、ご説明いたします。

資料No.5、44ページをお開き願います。

本議案は、本市が加入しております宮城県市町村退職手当組合の規約の一部を変更するものでございまして、新旧対照表をご覧いただきますと、組合議員等に対し報酬や給料を支給していなかったものを、今般、役員や議員の業務量が増加している事情を鑑み支給しないという規定を削除し、支給できるようにするものでございます。

議案第69号についての説明は、以上でございます。よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長 これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。

なお、発言の際は、資料番号及びページをお示し願います。

桑原委員。

○桑原委員 私から何点かご質疑させていただきます。

資料No.5の議案第56号、第57号、第58号を総じてご質疑をさせていただきたいんですけども、毎度この人事院勧告、出てくるところではあるとは思うんですけども、今回、3つに分かれているということになっていますけれども、実際、その公務員の給料を改正する取扱いについてという通達も来ておりましたけれども、地方公務員の給料改定について、やはり厳しい財政状況とか、公共団体の給料事情等を十分検討の上というところで出されているんですけども、実際、これは塩竈市の状況を見て、今回の人事院勧告という議案が出されてきたと、そういう認識でよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 お答えいたします。

まず、人事院の給料勧告につきましては、本市におきましては、人事委員会は設置されていないということでございます。そういう中で、人事委員会を設置していない地方公共団体におきましては、国の人事院を尊重し、また地方公務員法の中では、「職員の給与は生計費並びに国及びほかの地方公共団体の職員等の事情を考慮して定めなければならない」ということでございますので、そういうものを基に、今回の提案をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 塩竈市の財政状況とか、特段勘案していないということになるんでしょうか。

○佐藤委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 特に特別職につきましては、今回指定職俸給表が、これまでにない2.7%という引上げがなされた中で、本市の厳しい財政状況や市全体の経済状況を踏まえまして、特別職の給料につきましては、据置きをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 月額のところは、報酬に関しては考慮したという形になっているのかなと思うんですけども、そもそも人事院の仕組みって、やっぱり今まで企業50人以上というところと比

較してというところもありまして、今回、見直しをされたと思うんですね。企業の規模の100人以上というところで比較されているのかなと思っているんですけれども、果たしてこの100人以上というのが塩竈市にどれだけそういった企業があるのか、人事委員会が塩竈市にないというところはあるんですけども、実際、やはり自治体の状況をちゃんと見据えて、こういったものは上げたり下げたりというところが必要になってくるのかなと思うんですけれども、その辺、いかがお考えでしょうか。

○佐藤委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 今回の人事院勧告におきましては、委員がおっしゃるとおり100人に見直されたというところになります。これにつきましては、市の経済センサス、令和3年のものになるんですけども、100人以上の従業者数がいる、従業者数で見ますと、市全体で12.5%が100人以上の企業があるということになります。今回、宮城県でも、人事委員会が設けられておりまして、宮城県も100人以上の規模で今回、人事院勧告を見直しております。

そういうことを踏まえまして、本市におきましても、宮城県や国の人事院勧告に沿った引上げをさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 12.5%というところで、ほかの87.5%は100人もいないというところだと思います。やはり国は国、県は県、市は市だと私は思っているんですけども、参考にですけれども、産業建設常任委員協議会で、企業アンケートを取っているかなと思うんですけども、これの売上高の動向というのを見させていただくと、約7割が横ばい、やや減少というところになっているんですね。その7割の約4割が、売上げが上がってないと、減少しているとのデータが出ているんですけども、実際、売上げが上がってない中で、実質賃金というのは多分上がってないんじゃないかなと、これを見るだけでも分かるんですね。そういうところをやはり国、県、市で分けていかないと、本当に妥当な報酬が上がったりとか、給与が上がったりというところにならないんじゃないかなと正直思っているんですけども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○佐藤委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 ありがとうございます。

今、市で人事委員会の調査をするのはなかなか難しいかなと思っております。

一方で、一般職の給与につきましては、国から7割程度の交付税措置があるということになってございますので、そういうものも含めて国は地方公共団体においても国に準じて人事院勧告を行うということが適切であると捉えているのかなとは思いますので、改定が必要であるということで、今回、一般職につきましても引上げの提案をさせていただいたものでございますのでよろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 その交付金が出るからとかではなくて、市内の企業の人たちは、市民の方々は賃金が上がっているのかというところなんですけれども、正直上がっていないと私は思っていまして、最低賃金は上がっていますけれども、給与自体はなかなか上がっていらないんじゃないかなと思っている次第でございます。

最近ですね、市内の老舗のかまぼこ屋さんなども自己破産しておりますし、なかなか厳しい状況、市内はそういう状況なんではないかなと思っております。

また、特別職に関しては、6月に当局から厳しい財政状況でということで報酬を下げますよという議案が出てきたわけであります。否決されてしまいましたけれども、そういったところも出ている中で、何か上げて、下げて、上げてみたいな形になってるのはすごい矛盾しているんじゃないかなと思っておりますけれども、その辺、いかがお考えでしょうか。

○佐藤委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 先ほども申し上げさせていただきましたけれども、6月に削減を提案させていただきましたけれども、今回の引上げ、指定職俸給表の引上げがあったり、あと、中には県内の自治体でも引き上げる方向がある中で、特別職につきましては、これは据置きとさせていただいたところでございます。

一方で、特別職の複雑多様化する課題に対する重責とか、その人事院勧告準拠という国の方針を反映させることや、また、他自治体の状況を踏まえますと、今回の月数の一定の引上げは必要ではないかと考えてございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。特別職に関しては、市民あっての一般職もそうですけれども、市民あっての僕らだと思っておりますので、これを今回上げるという議案が出てきていること自体が、市民の方って納得するのかなと考えたときに、やっぱり納得しないんではないかなと

いうところで苦言を申し上げさせていただきます。

次の質疑に移ります。

補正予算の中から36ページをお開きください。

学校施設の環境整備について質疑をさせていただきます。

こちらは教室が増えるために必要なものなのかというところで、お伺いできたらなと思います。

○佐藤委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 本補正予算が、教室が増えるためかというご質疑でございました。

教室が増えるためということもございますし、それに伴う備品の整備、施設の整備、そして新学期に向けての必要な整備を行うという内容となってございます。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

僕のイメージとしては、使い回しをしてどうにかならないものなのかなということを思っていまして、これを見ると要は卒業生と、また入学者の生徒さんで、入学者の生徒さんが上回っていると何か感じるのかなと思うんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

○佐藤委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 入学者数と卒業者数ですが、実際、令和7年度と比較して令和8年度は僅かに少ない人数となっております。ただ、各学校で増減があります、減っている学校もあれば、人数が増えている学校もあって、その中でクラス編成というところでクラスが増えているという状況がございます。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 使い回しとかは当然するという認識でよろしいんですかね。

○佐藤委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 失礼いたしました。

使い回すということは基本的に行って、それでなお不足するものを補正で補充するということでございます。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、39ページ、議案第66号から第68号になるんですけども、塩竈市体育館大規模改修工事の一部設計変更ということであるんですけども、まず、第66号なんんですけども、総括質疑の答弁では、何か足場をかけてから分かったところもあったということなんんですけども、そう考えると、その積算というのが当初から、なかなかうまくいっていなかったんではないかなと感じるんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○佐藤委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 やっぱり高いところ、体育館ですと高さがありますので、実際見てみないと分からぬ部分がありまして、今回、足場を組みまして、その部分で改めて修繕する箇所が分かったという部分がございます。

以上になります。

○佐藤委員長 末永教育部長。

○末永教育委員会教育部長 すみません、補足させていただきます。

私から答弁した内容でございますが、必ずしも最初に想定し得なかつたから蓋を開いてみたらびっくりしたという、そういうイメージではなくて、一番最初の段階で足場もかけない状態では、恐らく上のほうにもあるだろうという想定の下で、その段階で判断できる正確な数字をベースにして積算をしたというニュアンスになります。それで、想定の範囲内で足場をつくつた後に改めて見えたから、そこで設計を増額しますというイメージの捉え方としては理解していただければと思います。

以上です。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 もともと上がる前提というわけではなくて、予想以上にそういった補修箇所が多かったといった認識でよろしいですか。

○佐藤委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 委員がおっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

あと、議案第67号なんんですけども、機械設備ですが、サブアリーナの空調機器ということで、EHPからGHPに変更ということになるんですけども、ちょっと調べさせていただいたんですが、GHPのほうが結構使うメリットって大きいなというところで、これもとも

とGHPでもよかったですではないかというところも思いまして、今回、この変更した理由と
いうのを教えていただきたかったので伺います。

○佐藤委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 当初ですけれども、当初はエアコンを電気で進めると
いう形であったんですけれども、電気だけですと、2.5時間しかもたないという部分もございま
して、サブアリーナは避難所としての機能がございますので、こちら国からの通達とかもござ
いまして、72時間はエアコンや電気など、使われなければならないという部分もございま
したので、今回そういった部分も含めまして変更に至りました。

以上であります。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 通達が来たというところで、72時間で今お答えをいただいたんですけれども、72時
間って、平成から結構言われていることだと思うんですね、通達って、これ実際いつ頃に来
たんですか、お伺いします。

○佐藤委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 通達につきましては、平成28年の2月内閣府の防災担当
から来てございます。

以上になります。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 ということは最初から別に入れておいてもいいわけですよね。通達が平成28年です
から。考えたときに、なぜGHPじゃなかったのかなっていうところなんんですけれども、そ
の辺をお伺いできますか。

○佐藤委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 当初は電気ということで、ガス器具は全然想定しており
ませんでして、今回、防災担当からこういった危機管理機能を強化してほしいという話があ
りまして、それで関係者で集まりまして、ガスで対応するという変更になった経過がござい
ます。

○佐藤委員長 末永教育部長。

○末永教育委員会教育部長 補足させていただきます。

先日も答弁したとおり、まず一番最初に、設計をした数字が40億円だったんですよ。これは

フルスペック形の体育館にしたほうがいいという形だったんですが、さすがに今の塩竈では無理だというところで、削りに削って経済設計をした上で、まずはスタートさせたという経過があります。そういったところで、まずは体育館については、工事前の現在の状況の復旧、改修というのを第一の目的として設計をしたという経過がございます。なので、その72時間という概念をそこには入れなかつたというのが、まずはございます。

あわせて、先ほど生涯学習課長から答弁した平成28年2月の内閣府の72時間ですが、これはあくまで望ましいというところで努力義務の内容でございまして、決してこれを設置しなければならないという義務ではないというところも申し述べさせていただければと思います。

以上でございます。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

フルスペックで40億円というところで、ただ、このGHPというところの変更では、今回、増額する予算的には4,400万円ということで、いろいろな多分選択肢があった中で、そのときにはEHPという形になったと思うんですけれども、先ほどその通達でということもおっしゃっていたんですが、通達で決めたわけでもなさそうだなというところで思っております。今回のその電気設備、非常用自家発電設備、これも最大72時間稼働ということで、GHPにするから最大72時間に拡充しようといったところになるんでしょうか。

○佐藤委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 委員がおっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

最初の予算からこれ入っていても、入っていなくちゃいけないものなのかなと。結局、避難所でも使っているわけですから、最初から想定できたのではないかなというところを申し上げさせていただきます。

総じて予算の関係上、最初から入れなかつたということなんですけれども、今回入れるという形で蓋を開けてみたらその予算が余ったから考えて使ったという認識ではいるんですけども、なかなか予算が余つたらという、その考え方はどうなのかなっていうところを申し上げて、私の質疑は終了いたします。

○佐藤委員長 ほかにご発言はありませんでしょうか。小高委員。

○小高委員 では、続きまして、何点かお伺いしたいと思います。

それで、議案第56号から第57号、第58号ということで、給料、あるいは報酬等に関わって、私からも何点かお伺いしたいと思うんですが、一つには、人事院勧告に基づいてということで、様々先ほどの答弁はあったわけなんですが、人事院勧告、いわゆる労働基本権ないしは公務という特殊性から制約を受ける中で、その代償措置として人事院勧告というものがあるということで、その中身、水準でどういったところに置くのかというのは、当然、これは様々な議論があるんですが、そうした中で、この人事院勧告に基づいてということでの発言もあったわけなんですけれども、改めまして、人事院勧告の主な内容と考え方、あるいは地方公務員にどういった形でそれを当てはめるというか、基づいてということになるのか、その取扱いについてというところで、その考え方について、最初、ご説明いただけますでしょうか。

○佐藤委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 お答えをいたします。

まず、人事院の給与勧告につきましては、先ほど委員からお話がありましたが、労働基本権の制約、労働協約ではストライキができないというものの代償措置といたしまして職員に対して、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものでございまして、人事院勧告は、常勤の国家公務員の給与水準を常勤の民間企業従業員の給与水準と均衡させること、民間準拠を基本に勧告を行っているというものでございます。

○佐藤委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

そうした中で、まず先ほど来の議論もそうですけれども、比較すべき対象といいますか、そういういたところをどこに置くのかだとか、そういうものが適正なのか、様々そういったことについてはご議論がある中でのお話かなと思っております。一つには、労働基本権の制約ということで、争議権、こうしたものが制約を受けるということのお話がありましたが、一方でその労働組合等もあるわけでして、そういう中で話をしている状況があるかなと思うんですけども、まず、今回のご提案に当たっては、労働組合との関係というのはどうなっていますでしょうか。

○佐藤委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 労働組合との交渉ということですか。基本的には組合交渉、

引上げの場合はあまり大きな問題にはならないかなというのもございまして、組合交渉は基本的にはこれからなんですけれども、するということになります。

○佐藤委員長 小高委員。

○小高委員 これからということで、何もお知らせしていないという意味合いですか。

○佐藤委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 申し訳ございません。もちろん労働組合には情報提供はさせていただいております。した上で形として申入れの形を取るということでございます。

○佐藤委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。先ほど来、お話のありますように、労働基本権では認められている、あるいは制約を受ける様々あるかと思いますので、そのあたりはひとつまず、丁寧にやっていただければと思っております。

それで先ほど来、人事院勧告そのものの考え方ということにもなるのかも分かりませんが、50人以上、100人以上、本年から100人以上ということで、本市においてはどうなんだというお話も様々あったわけなんですが、考え方ですので、それぞれ委員の皆さん含めてお考えはあるかと思うんですが、先ほどのお話では、本市において100人以上の企業数が12%前後ということで、そうしたところがあるんだなと分かったわけなんですけれども、一方で本市の職員数といいますと何人ぐらいになりますか。

○佐藤委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 本市の職員数、病院を合わせますと620人ぐらいになるということです。

以上でございます。

○佐藤委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

そうした場合に、民間と比較してという考え方をどのように考えるのかとなった際に、本市の職員数、一つの民間企業を考えるのは私あんまり好まない考え方でありますけれども、600人規模の組織だと、こういうこともあるのかなと思っております。こうした中で各自治体の状況も勘案してと、これはある意味当然のことかなと思いますが、要は、例えば本市はたまたまといいますか、歴史的経過の中で、一定の企業数もあると、そういう立地の自治体にありますけれども、例えば農村部などで、こうした規模の企業がほとんどないところなんか

も全国には存在するのかなと思っております。じゃあそういったところをどう合わせていくのかなとか様々考えていくと、各自治体ごとに当然、考えるべきところがあるわけですが、あまりそこばかりになってしまふと、今度は極端に職員の皆さんのが給料が低くなるというようなこともあり得るのかなと思っておりまして、そういうた際に、当然、職員の皆さんのが給料については、これは生活給という位置づけでありますので、そういうたところを踏まえますと、どういったところにバランスを取っていくというのが非常に重要なかなと思っております。

そうした中で、本市、予算決算の際にも、退職者が結構出ているんじゃないかなというお話をさせていただいているんですが、そうした中で、各自治体ごとに当然、自治体ごとの事情も勘案してということですので、差が出てしまうということはあり得るんだと思うんですが、一方であまりにも差がついてしまうと、今度は退職者が非常に出ると、ほかの自治体に行ってしまうと、こういったことにもなり得るのかなとも思っておりまして、なかなか今回の人事院勧告が全て正しいのかというところを断言することは全く私も難しくてできないんですが、ただ、一般的な部分と完全に比較をしてというところでの考え方ではなかなか難しいかなというところで、非常に悩みながら、議案に対して向き合ってきたところであります。

そうした中で、一つには民間との比較という部分で様々な考え方もいろいろあるなと思って見てきたんですが、企業の中では、公務員給与の動向を見て給与の動向を考えるといったところもあるというお話をあります、そういうた中で、民間と公務労働との引下げ競争になつても私としては非常にうまくないなと思っております。そうした中でこの職員給与の取扱いについて私も考えたいと思っておりました。

一方で、議案第57号、第58号、特別職、議員の考え方なんですが、これについて、しかば、人事院勧告との関係ですとか、あるいは、それを特別職にどのように当てはめるのかと、そのあたりの根拠についてはどのようになっていますでしょうか。

○佐藤委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 特別職につきましては、国の指定職俸給表、事務次官の俸給表を基に特別職や議員の皆様の参考にして、引上げをするかどうかの判断をさせていただいております。

以上でございます。

○佐藤委員長 小高委員。

○小高委員 そうですね、その報酬等の額等についてはそうした考え方に基づいてということもあるんだと思うんですが、人事院勧告が出ましたと、それについて地方公務員の取扱いについてということでの様々な考え方が出てくるかなと思うんですが、そういったものを基に、特別職の今回のものが判断されたのか、何かそうそういった根拠があつての話なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○佐藤委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 特別職につきましては、国準拠ではなく、国を参考にすることですので、市の財政状況や市全体の経済状況を見ながらの判断になったということでございます。

以上です。

○佐藤委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

そういう点では期末手当に関して言えば、内容としては同じような中身の議案にはなるんですけども、一方で、職員給与、あるいは特別職、議員ということになると、特別職、あるいは議員の部分というのはある意味、明確な根拠がないと言ってしまうとあれなんですが、考え方とかバランスだとか、そういったところに基づいてというところしかないと考えております。そうした中で、この間、報道等を見ておりますと、当然ながら給与そのもの、一般的な賃金そのものについては、全体として一定上がってくる中で、物価の高騰に全く追いつかないということでの実質賃金のマイナスと、あるいは、この間、本市で言えば、様々な種手数料等の値上げ等での負担増をお願いしてきたと、こういったことを鑑みた際に、先ほど申し上げたような根拠のない特別職、あるいは、議員の分については、期末手当のみということで勘案したということではあるんですが、果たしてこれ理解が得られるのかなという思いも当然あるということで申し上げておきたいと思います。

では、続いて、資料No.5の31ページを見ていただきたいなと思うんですが、組織改編に向けた業務量調査及び業務効率化調査ということで、調査の内容を見れば、業務の区分をすると、あるいは時間数の整理を行うと、他自治体との比較を行うということで、この中身について、例えば現在、本市で働く皆さんのが担つておられる一人当たりの業務量が果たして適正なものなのかどうかと、そういったものが分かるような調査になるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○佐藤委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 今回の業務量調査なんですけれども、まさに今委員がおっしゃったとおり、その他自治体との比較をする中で、本市の各課、今回、各係ごとの業務量を洗い出していく中で、その偏りであったり、業務がどこに偏っているかということについては、成果として得られると考えております。

以上です。

○佐藤委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。その偏りと、偏りが分かると、あるいは他自治体との比較ということでのお話があつたんですが、私としては、他自治体との比較ということもあるんですが、恐らくどこの自治体でも今業務の多様化、あるいは多忙化といったところもあるんだろうと思っております。そうした中で働き方改革との関係で実際の時間外労働という時間数そのものが減ってきてるんだろうと思うんですが、一人一人の皆さんにかかる重責ですとか、これをなかなか数値化していくのは難しいかも分かりませんけれども、そういったことも含めて、ぜひ一人一人の肩にのしかかる重さといいますか、そういった部分も分かるようなものになればいいなと思っております。

そうした中で、しかばこの調査により確認された結果を基に業務効率化の手法の検討ということでの内容となっているんですが、タイトルとしては、組織改編に向けたということで、この組織改編、あるいは業務の効率化というところで見たときに、この業務量調査をもって外部委託に回せるかどうかと、あるいは機械化ができるかどうかと、AIで取って代わるものなののかと、こうしたところも理解はするんですが、例えばその組織改編の中で人の回し方についての変更などがあり得るのかどうか、あるいは絶対的な人が足らないということになれば、そこに対して人を手当てるということにもなり得るのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○佐藤委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 出てくる成果にもよるんですけども、当然、定数管理計画を管理させていただいておりますけれども、あるいは人数が例えば不足する部分もあるのであれば、そういう面での抽出もあると思いますし、また、その業務の各中身、地域性とかもある中で、今回のこの業務量調査もさせていただきながら、併せて今回取組としましては、府内にワーキンググループをつくらせていただきながら、行財政改革本部会議の中で、そういったまず、

機械的な数字を材料にはしながらも、どう仕上げていくかという議論も当然させていただきたいとは考えておりますので、その辺を進めていければと今考えております。

以上です。

○佐藤委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

これから始まることですので、こうだと決めつけて物事を言うつもりは全くないんですが、そうしたある意味では、一人一人の働き方に関わる部分というところをしっかり注視をしていただきながら、そういったところで取り組んでいただければいいかなと思っております。

あと続いて、36ページ、先ほども他の委員からもございましたが、人数で言えば減だけれども、学級数として増えるところもあると。学校によって様々というようなお答えだったんですが、この学級数の増、必ずしも本市において出生数が上がっているという中身ではないということで、なかなか喜ばしい話だったらしいなと思っておったんですが、一方で学級数が増えたり減ったりというのは、1クラス当たりの編制人数について、例えば30人だとか35人だとか、こうした1人増えたら1学級増えるだとか、こう今回物事の見方があるかなと思うんですが、こうした中で学級数の増減があると、あとは特別支援教室及びということでの文言もありましたが、昨今、支援を必要とする児童が増えている中で、こうした状況も踏まえて、学級数が増ということになっての今回の提案なのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○佐藤委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えをいたします。

学級数につきましてはやはり小学校につきましては、法定で1クラス35人ということがございます。ですので、例えば1学年当たり71名となった場合は3クラスになるという微妙な線引きがございます。また、特別支援学級につきましては、基本的に障がいの種類によってクラスを設けますけれども、1クラス当たり8人までということがございますので、その種類によってもクラス分けになっていく、また、学年が上がるというところでは、手すりが必要になってくるとか、階が変わるというところでの手当てが必要という内容で、こちらの補正予算を組んでございます。

○佐藤委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

そうしたところでありますれば、必要なことについてはこれをやっていただくと、こういうことで考えてはおりますが、学級数の増というところでの空調設備の設置というものも必要になるのかなと思っているんですが、これを例えれば夏の暑い時期ですとか、そういったところに間に合う形での導入というか、設置というか、そういったところに見通しとしてなるのかどうかお聞きをしたいと思います。

○佐藤委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 新学期に合わせての今回の補正予算ということになりますので、普通教室、特別支援教室合わせて100%に常になるような形で設置を行ってまいります。

○佐藤委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。その点についてはしっかりとこれをお願いをしておきたいと思います。

議案第66号、第68号は先ほど質疑で聞きたかった部分も含めて聞いていただきましたので、最後、第69号に関わっての部分なんですが、これだけ見ても分からぬと言っちゃうとあれなんですが、もうちょっと深くお聞きしたいなと思ったんですが、この宮城県市町村職員退職手当組合の中身と本市の関わり、あとはこれからこのような形で変わることで、具体的にどうなっていくのか改めてお聞きをしたいと思います。

○佐藤委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 退職手当組合ですけれども、本市も現在加入しております、退職手当の負担金を払いながら退職者が出了たときの退職手当を支払っていただくという内容でございまして、今回の議員報酬などを支給しないよう削除するというのが支給できるようになるということで、具体的な内容につきましては、今後、この議案が通りましたら、加入市町村、そこから詳細に決めていくということでございますので、現在詳細については示されてございません。

以上でございます。（「分かりました」の声あり）

○佐藤委員長 終了でよろしいですか。

ほかにご発言はございませんでしょうか。ありませんでしょうか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時04分 再開

○佐藤委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにご発言はありませんでしょうか。なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第56号について採決いたします。

議案第56号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 賛成多数であります。よって、議案第56号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号について採決いたします。

議案第57号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 賛成多数であります。よって、議案第57号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号について採決いたします。

議案第58号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 賛成多数であります。よって、議案第58号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号、第64号及び第66号ないし第69号について採決いたします。

議案第59号、第64号及び第66号ないし第69号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第59号、第64号及び第66号ないし第69号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時06分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 佐藤公男